

災害に係る情報発信等に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、市民に対して迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

（情報発信の内容）

第2条 甲と乙は、連携して次の事項について市民に情報発信する。

- (1) 地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難場所等の開設情報」等
- (2) 発災後における生活支援情報
- (3) 平時における土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取り組みに関する情報

（情報発信の方法）

第3条 甲から乙への情報伝達は、Lアラート等により行うものとする。

2 乙は、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、乙の番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、乙のホームページ及び公式SNS等でインターネットを通じて情報発信する。

（費用の負担）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

（担当者名簿の作成）

第5条 甲及び乙は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が押印の上、各自その1通を所持する。

2021年（令和3年）6月9日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 広島市南区出汐二丁目3番19号
株式会社テレビ新広島
代表取締役社長 箕 輪 幸 人